

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則

北海道公安委員会規則第7号

平成2年12月27日

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則をここに公布する。

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の29及び第108条の30に規定する地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)及び地域交通安全活動推進委員協議会(以下「推進協議会」という。)に関し、法及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)に定めるほか、必要な事項について定めるものとする。

(身分)

第2条 推進委員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の職に該当するものとする。

(委嘱)

第3条 推進委員の委嘱は、法第108条の29第1項各号に規定する要件を満たしている者として警察署長が推薦する者のうちから、北海道公安委員会又は方面公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、適任であると認められる者について委嘱状を交付して行うものとする。

(公示)

第4条 公安委員会は、推進委員を委嘱したときは、公安委員会の告示により当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を公示するものとする。

(解嘱手続)

第5条 公安委員会は、法第108条の29第5項の規定により推進委員を解嘱しようとするときは、当該推進委員に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

(推進協議会の区域及び名称)

第6条 法第108条の30に規定する推進協議会は、警察署の管轄区域ごとに組織するものとし、その名称は警察署に冠された名称と同一の名称を冠して称するものとする。

(公務災害補償)

第7条 推進委員の公務上の災害に対する補償は、北海道議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年北海道条例第44号)の定めるところによる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進委員及び推進協議会の運営に関し必要な事項は、道警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年公安委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年公安委員会規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。